

令和5年度第3回静岡県環境審議会温泉部会

1 日時 令和6年2月16日（金） 午後1時23分から1時41分まで

2 場所 県庁本館4階議会401会議室（静岡市葵区迫手町9－6）

3 出席者

(1) 委員 8人

大石委員（部会長）、木村委員、稲葉委員、佐々木委員、
定居委員、手塚委員、原委員、益子委員

(2) 事務局 6人

漆畑生活衛生局長、太田衛生課長、阿部技監、
澤井衛生課長代理兼生活衛生班長、菅谷専門主査、
西部保健所担当者

4 審議の結果

土地掘削許可申請について、事務局が第1号議案について個別に説明し、異議なく個別承認された。

5 会議録

【事務局（課長）】 定刻より少し前ですけれども、皆様お揃いですので、只今から、令和5年度第3回静岡県環境審議会温泉部会を開催いたします。はじめに、本日の会議の出席状況につきまして、御報告いたします。本日は、10名のうち、ウェブ参加の木村委員、稲葉委員を含め、8名の委員の御出席をいただいておりますので、審議会条例第6条第2項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを報告いたします。以降の議事進行につきましては、議長をお願いをしたいと思います。大石部会長よろしく願いいたします。

【大石部会長】 それでは、これより審議に入ります。本日の審議案件は、知事から意見を求められております、第1号議案の温泉法に基づく掘削許可申請の1件でございます。審議は、お手元の議案書のとおり進めてまいります。掘削許可申請については、第1号議案

の1件について、審議いたします。それでは事務局の説明を求めます。

【事務局(専門主査)】 第1号議案の掘削について説明いたします。議案書の4ページをお開きください。

申請者は、袋井市西田の医療法人社団福壽会です。掘削場所は、袋井市萱間で一般地域です。

具体的な位置につきましては、議案書の6ページから7ページを御覧ください。天竜浜名湖鉄道天竜浜名湖線遠江一宮駅から南へ約710メートルのところですよ。

議案書4ページを御覧ください。掘削地は借地であり、土地所有者からは使用の承諾書を取得しております。

申請の目的ですが、新規掘削を行い、申請者が計画している浴用施設へ供給するものです。掘削の内容ですが、議案書9ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は130メートル、最終口径は100ミリメートルとなります。議案書4ページを御覧ください。掘削地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉はありません。袋井市からの意見につきましては、特段の意見はございませんでした。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。

事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。以上で説明を終わりますが、御審議の程よろしく願いいたします。

【大石部会長】 ただいま、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いします。木村委員、稲葉委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

【大石部会長】 益子委員。

【益子委員】 特に問題はないと思っていますけれども、いくつか確認させてください。5ページを見ますと、掘削予定地の西にケアセンターというものがありますけれども、これが計画している温浴施設なののでしょうか。それとも、それとは別に掘削したすぐ下といひましようか、南西の方に広い空き地があるようなんですけれども、そこに新たに造るのでしょうか。

【事務局(専門主査)】 浴用施設なのですが、ご指摘のあった袋井ケアセンターにつきましては、別の法人が経営している老人福祉施設になります。この地図が少し古く、掘削地点の少し南西に診療所があります。この診療所を経営しているのが、今回申請してきた法

人になります。診療所のすぐ南に道がありまして、7ページの地図をご覧くださいと、申請地と記載した箇所の南西に建物がありますが、こちらがその診療所です。診療所のすぐ南側に道がありますけれども、向かい側、四角の建物がかかれていますが、その建物と道の間くらいに新しい浴用施設を造って、その施設へ供給すると聞いております。

【益子委員】 この仕上げ断面図を見ますと、まるつきし水井戸仕様になっているんですね。狙いとしたら地下水なんでしょうか、うまくいけば温泉温泉としても利用したいという両面作戦的なことなのでしょうか。

【事務局(専門主査)】 益子委員からお話のあったように、こちら130メートル掘削してということになっておりますが、温泉が湧出すれば温泉として利用します、仮に温泉でなかった場合につきましても浴用施設に供給して利用したいとの意向を聞いております。また、温泉でなかった場合に増掘するということではなく、水井戸として利用したいと聞いております。

【益子委員】 温泉になりそうなのでしょうか。130メートルで温泉になるのでしょうか。

【事務局(専門主査)】 近くに井戸があると聞いておりまして、メタケイ酸が出ているということでありまして、それを踏まえますと、温泉に該当する可能性があるということで。

【益子委員】 期待が持てると。

【事務局(専門主査)】 はい、そういうことです。

【益子委員】 ただ、口径等を見ましても、かなり太い口径で、水井戸仕様で、ポンプも相当大きなものが入れられるようになると思います。そこを、水井戸であれば当然、温泉法にはかからない話になりますし、温泉になれば温泉法として、今度は動力申請がかかってくるので、それはそのときに対応していけばいいかなと。特に、これ以上はありません。

【大石部会長】 他に意見はありますか。

【事務局】 木村委員が挙手ボタンを押されています。

【大石部会長】 木村先生、どうぞ。

【木村委員】 こんにちは。WEB参加で申し訳ございません。静岡大学の木村です。先ほど益子先生からも質問があったとおりなのですが、深度が1,300メートルでなくて130メートルということですのでよろしいんですね。

【事務局(専門主査)】 はい。

【木村委員】 私の採っているデータでは、袋井市内の温泉だと1500メートル掘って

やっと温泉にしているようなところだったり、お隣の掛川市1500メートル、1400メートル掘って初めて温泉が出るというところばかりなんですけれども、本当にこれ、温泉になるのかどうか、少し疑問に思っています。そういうことに関して県から、申請が出たときに指導というのはされないのかというのを教えていただきたいのですが。どのような申請の受付になっているのか。

【事務局(専門主査)】 温泉法ですが、温泉を湧出させる目的で土地を掘削するということで申請、相談があったりしますと、温泉法に基づいて掘削の許可を取ってくださいということになります。実際、先生がおっしゃるとおりで、周りに5キロメートル、10キロメートル離れたところに1300メートル、1500メートル掘削している温泉がありますけれども、掘削にも多額の金銭が必要ということもありまして、申請者が130メートル掘って温泉であれば温泉として、温泉でなければ水井戸で使いますということですので、これ以上の指導はこちらから難しいというところではあります。以上でございます。

【木村委員】 わかりました。ただ、なんでもかんでも申請が来て、審議会を開催するということでは大変ではないかと思えます。もう一つ教えてほしいのは、すぐ近くに参考になる井戸があったという話だったんですけれども、それは何か温度が高く出るような井戸、温泉ではないと思うのですが、どういった井戸があったということでしょうか。

【事務局(専門主査)】 その井戸は、温度が高いとは聞いておりませんで、メタケイ酸が含まれているというような情報で聞いております。

【木村委員】 では、狙いとしては、どちらかといえば、25度を超えるよりかは、冷泉ということで成分が入っているのが温泉になるという、そういう狙いで申請されているということでしょうか。

【事務局(専門主査)】 はい、そういうことです。

【木村委員】 ちなみに、その近くの井戸というのは、メタンが出ているということはないですか。安全上のことも何か情報があればいいのかなと思ったのですが。

【事務局(専門主査)】 メタンのことについて聞いておりません。今のところ、情報はないうです。

【木村委員】 わかりました。ありがとうございます。私からは以上です。

【益子委員】 木村先生にですが。これ結構、私に言わせると、良心的なんです。本来だったら、地下水目的と考えて掘ってしまえば、温泉になりましたと動力申請だけするというのもないこともないかと。これ一応、温泉掘削申請をとおしてくれているということは、

ある意味、丁寧にやっていると、私は評価したいなと思います。ただ、後々、温泉となって適合して、動力申請が出るときには、やはりメタケイ酸でなるかならないかということになると思いますので、汲み上げ量といいましょうか、温泉採取量との、メタケイ酸の間の関係ですね、汲み上げすぎるとメタケイ酸の濃度が落ちるということがあり得るので、そのあたりは要注意といいましょうか、今後見ていかなければならないところかと思います。

【大石部会長】 他にはご意見はありませんか。

【大石部会長】 それでは、ご意見、ご質問ないようですので、採決に移らせていただきます。木村委員、稲葉委員におかれましては、御異議のある場合は挙手ボタンにてお知らせください。

事務局から説明のあった第1号議案につきましては申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大石部会長】 異議もございませんので、そのように決定いたします。それでは、以上をもちまして、諮問事項の審議はすべて終了しました。御協力ありがとうございました。県におかれましては、本日各委員から出された御意見を今後の温泉行政に反映していただくようお願いいたします。これから後の進行については、事務局にお返しします。

【太田衛生課長】 大石部会長、ありがとうございました。それでは、最後に、生活衛生局長より委員の皆様方に御挨拶を申し上げます。局長、よろしくお願いします。

【漆畑生活衛生局長】 <挨拶>

【太田衛生課長】 それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回静岡県環境審議会温泉部会を閉会いたします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

——了——